

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

第1節 市民協働の推進

1. 市民と行政の協働

現状と課題

本市は、平成18年3月に名瀬市・住用村・笠利町が合併し、新たに奄美市が誕生しました。

合併後の本市のまちづくりは、市民と行政の「共生・協働」を目指して、「自助」「互助」「共助」を理念とする「結いの心」「和の心」を念頭に進めてまいりました。

市民が主体的に活躍するコミュニティの力は、魅力ある地域づくりの重要な基礎となります。

本市における地域の総合的なコミュニティとしての町内会・自治会・集落に関して前期基本目標で掲げた計画目標「自治会・町内会の組織率向上(名瀬地区)」については、新規自治会の設立があった一方で休会状態に陥った自治会もあったこと、また、組織率の定義の見直しにより表面上組織率が低下したことにより、計画目標を達成することができませんでした。市街地郊外の町内会・集落については、旧来よりコミュニティとしての体制が整えられていることから組織率は100%なのに対し、市街地地区の自治会については、都市型の生活環境など地域的連帯感の希薄化からコミュニティ組織が育ちにくい状況にあります。今後は、平成25年度より創設した行政協力員制度との連携等により、どのように効果的施策を展開して組織の育成や活動促進を図っていくかが課題となっております。

また、本市におけるNPO団体については、多様な市民ニーズに対応したまちづく

り、環境保全、青少年育成などさまざまな取組を行っており、これらの団体は、公共サービスの新しい担い手として、その活躍に大きな期待が寄せられています。本市ではこうした市民団体や集落等の地域活性化に資する活動を支援する市民提案型事業を実施してきており、市民活力の持続的発展を図ってまいりました。今後も各団体が自立的・継続的に活動ができるような体制の確立が引き続き課題となっております。

今後とも、市民と企業と行政が共に手を携え、一体感の醸成を図りつつ、町内会・自治会・集落等に加えNPO団体などのコミュニティが、地域を自ら築き上げていく機運を高めるなど、「自立」と「共生・協働」による魅力ある地域づくりに取り組む必要があります。

(計画目標)

*** 自治会・町内会の組織率向上(名瀬地区)**
平成27年度 61% → 平成32年度 70%

施策の方向

(1)市民との協働

- 「出前講座」や「地域懇談会」を実施し、市民の意見を行政に反映させるとともに、市民のニーズに適切に対応できる市役所を目指します。
- 市民生活の利便性向上を図るため、指定管理者制度など民間へのアウトソーシング(外部委託)を推進します。
- 市民との共生・協働の推進に向け、市民・集落・地域活動に対する支援の促進及び企業の社会貢献に対する意識の醸成を図り、さまざまな分野でのボランティア・NPOなどとの連携を図ります。

(主な取組)

- 「出前講座」や「地域懇談会」の実施
- ボランティア・NPOなどの民間活力の活用
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷(しま)づくり事業」等の地域支援事業の推進
- 民間委託(指定管理者制度・PFI等)の推進

(2)コミュニティ活動の推進

- 自治会の未組織地区においては、行政協力員の配置促進等により自治会の組織化を支援します。
- 町内会・自治会や集落などコミュニティ組織との連携強化を図るとともに、活性化を促進します。
- 集会施設など、地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実・確保に努めます。

(主な取組)

- 行政協力員の拡充
- 地域懇談会等市民と行政の協働を進める取組の実施
- コミュニティ組織と行政の連携強化及び活動支援
- コミュニティ施設の充実・確保
- 嘱託員制度、駐在員制度の継続推進
- 「一集落1ブランド事業」、「紡ぐきよらの郷(しま)づくり事業」等の地域支援事業の推進(再掲)

(3)地域活動の人材育成

- 各種団体の組織強化とリーダーの育成を図ります。
- 地域活性化の中心となる人材の発掘・育成に努めます。

(主な取組)

- リーダー研修会など各種研修会の充実
- 地域リーダーの発掘・育成

2. 男女共同参画社会の実現

現状と課題

個人の尊厳が守られ、自らの意思での社会参加、対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画意識に裏打ちされた男女が共に活躍するための参画機会の拡大が必要です。

本市においては、未だ、固定的な男女の役割分担意識が根強いなど、女性の能力を十分に発揮できる環境が整ったとは言い難い状況にあります。

女性の社会参画の一つとして、政策・方針決定過程への参画が重要な課題として挙げられますが、本市においても審議会・委員会への更なる女性の登用に向けて、人材に関する情報収集の他、人材育成のための学習機会の提供等に努めます。

審議会・委員会の女性登用の目標につきましては、国の指標の一つである地方自治法に基づく審議会・委員会における女性登用に加え、本市の規則や要綱に基づく審議会・委員会を含めて登用率30%を目指します。

女性の参画が注目される一方で、生活スタイルの多様化・社会の複雑化により、女性だけでなく、男性にとっても、仕事と家庭の両立等、社会参加が阻まれ、困難を抱える事象が起きています。

前期基本計画期間内に策定された本市男女共同参画基本計画に基づき、今後とも、あらゆる分野における市民への啓発に努めつつ、市の施策へ男女共同参画の視点に立った配慮の反映に努めます。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

(計画目標)

* 審議会・委員会の女性登用率

平成 26 年度 14.9% →

平成 32 年度 30.0%

(地方自治法第 180 条の 5 及び第 202 条の 3 並びに本市規則・要綱に基づく審議会・委員会における女性登用率)

施策の方向

(1)男女共同参画意識の醸成

- メディア等を活用した啓発活動を推進します。
- ドメスティックバイオレンス等、性別に起因する暴力を許さない社会づくりの構築を目指します。
- 家庭・学校・社会教育など、あらゆる機会において、男女共同参画意識の醸成を図ります。

(主な取組)

- 男女共同参画に関する情報提供・学習機会の提供
- 小・中学校における男女共同参画の視点を入れた教育の推進

(2)あらゆる分野への男女共同参画

- 女性の社会参画の機会、就業率の拡大に努めます。
- 審議会・委員会への女性の積極的参画を推進します。
- 家庭・職場・地域社会のなかで、積極的に男女共同参画を促進します。

(主な取組)

- 男女共同参画基本計画に基づいた施策の実施
- 女性の社会参加促進のための施策の充実
- 男女共同参画の視点を活かす施策の展開を図る推進体制の強化
- 女性が自らの力を発揮するための学習の充実

(3)いきいきと働き、自立を支援する環境整備

- 賃金や昇進、職務内容等において、男女間の格差が生じないように、雇用者への啓発に努めます。
- 出産・育児や介護等、仕事と家庭の両立に関する情報提供に努めます。
- 安心して子どもを産み育てる環境や支援体制の充実に努めます。

(主な取組)

- 市内企業及び事業所への啓発・広報活動と各種情報の提供
- 保育所や幼稚園、学童保育の充実支援
- 母子保健サービスなどひとり親家庭への支援充実

第2節 定住の促進

現状と課題

本市の人口は、昭和 60 年をピークに減少を続けており、人口減少の流れに歯止めをかけ、人口増加の流れへの転換が求められています。

人口減少の大きな要因のひとつは大島紬産業の不振など、地域での雇用の受け皿が不足していることが上げられます。

また、本市の平成 24 年度の合計特殊出生率は 1.89 と、全国平均や県内平均よりは高いものの、人口維持の目安となる 2.08 を下回る状況にあり、子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

今後は新たな地域産業の確立による雇用の場の確保や本市への移住希望者に向けた情報発信体制を強化するとともに、地域での U I ターン者の受け入れへの機運を盛り上げていくことが重要になっています。

(計画目標)

* 空き家バンク住宅登録件数

平成 27 年度 3 件 → 平成 32 年度 53 件

施策の方向

- 定住希望者の住宅確保に向けた体制の充実・強化を図ります。
- 奄美群島広域事務組合や他市町村と連携した広域的な受入体制の充実・強化と情報発信に取り組みます。

(主な取組)

- 定住希望者への住宅情報提供及び定住促進住宅整備の推進
- 空き家バンク制度やUIターン者向けの住宅購入費・リフォーム制度の推進
- 雇用など移住に向けた情報発信、受入相談窓口等の広域的な体制の強化

第3節 国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市は、アメリカ合衆国テキサス州のナカドゥチェス市と姉妹都市盟約を締結し、中学生の国際交流など、継続的な親善交流を行っています。

また、市民レベルでは中国などとの交流も活発に行われていますが、このような活動は一部の市民に限られており、国際交流に関しての市民意識はまだ低いといえます。

また、兵庫県西宮市や兵庫県豊中市とも友好都市盟約を締結していますが、行政・市民レベルでの交流が少なく、今後の交流活動の促進が課題となっています。

小学生の交流活動としては、長野県小川村と群馬県みなかみ町との交流活動、行政においては、琉球弧との奄美群島広域事務組合を主体とした交流活動が積極的に行わ

れています。

今後は、このような交流を継続するとともに、将来を見据えた青少年交流事業や経済交流を推進するための活動を促進することが求められています。

(計画目標)

* 姉妹都市や友好都市等の交流人数

5カ年平均(H23~27年度) 76名 →

平成 32 年度 90 人

施策の方向

(1)国際交流・協力の推進

- アジア地域を中心とした新たな国際交流・協力ネットワークを形成するため、県と連動した取組を促進します。
- ナカドゥチェス市との中学生国際交流事業を継続するとともに、国際交流の拡大に努めます。
- 児童生徒やボランティアなど民間組織による国際交流活動を促進します。

(主な取組)

- アジア地域を中心とした国際交流ネットワークの形成促進
- 中学生国際交流事業等の継続実施
- ボランティアなど民間組織による国際交流活動の促進
- 地域おこし協力隊の任用

(2)琉球弧をはじめとした他の地域との交流・連携

- 琉球弧との世界自然遺産登録推進活動や経済活動の交流拡大に努めます。
- 広域事務組合を主体とした沖縄やんばる地域との、観光・文化など各種交流事業を推進し、交流人口の拡大を図ります。
- 全国の奄美出身者との連携を図り、各種

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

イベント等を活用した奄美のPRと交流の拡大に努めます。

- 長野県小川村と群馬県みなかみ町との児童の交流活動を継続するとともに、他の地域との交流拡大に努めます。

(主な取組)

- 離島フェア・やんばる産業まつり・那覇祭り等への参加、奄美まつり等での受け入れなど沖縄との連携交流促進
- 沖縄との世界自然遺産登録に向けた連携強化
- 全国の奄美出身者との連携による交流拡大
- 児童生徒の交流事業継続と青少年の文化・スポーツ交流事業の促進

第4節 計画的・効率的な行財政運営

1. 行政改革の推進

現状と課題

本市では、平成19年3月に「奄美市行政改革大綱」及び「奄美市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」を、さらに、平成22年3月に「第2次奄美市行政改革大綱」を策定し、行政改革の取組を続けてまいりました。

これまで、財政規律の順守、実施計画による事務事業の精査、組織・機構の見直し、指定管理者制度による民間へのアウトソーシング（外部委託）、定員適正化計画の実施などによる行財政改革を実施してまいりました。

その結果、財政状況は平成27年度末見込みで合併当初と比較して、起債残高を約40億円減額するとともに基金残高を約70億円増額させ、合計で約110億円の財政健全化を達成しております。

しかし、地域経済の低迷や少子化に伴う

人口減少、さらに高齢化が進む中で、地域活性化への取組など、これまで以上に行政に対する期待と需要が高まっています。

今後も、これまで以上に計画的・効率的な行財政運営の確立、徹底した行政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

(計画目標)

* 奄美市財政計画、実施計画、定員適正化計画の着実な実施

施策の方向

(1)行政改革の計画実現

- 市民サービスについては、新たな行政課題やますます高度化・多様化する市民ニーズを見極め、行政の接遇向上や、市政運営の透明化、市民との情報共有を進めるなど質の高いサービスを推進します。
- 職員一人ひとりの更なる意識改革と自己啓発を推進し、柔軟な発想と明確なコスト意識をもって、スリム（無駄がない）で効率・効果的な行政運営に努めます。
- 効率的な行政運営と支所機能の維持、さらに健全財政の確保を実現するため、中長期的な視点に立った定員管理に努めます。

(主な取組)

- 財政計画の実施
- 定員適正化計画の実施

(2)行政改革の推進体制

- 民間の委員で構成される「奄美市行政改革推進委員会」に補助金分科会、指定管理分科会を設置し、必要性や管理状況等を評価することで、適切な行政運営に努めます。

(主な取組)

- 進行状況や評価結果の市民への公表
- 各部局への一定の権限委譲による、効果的・効率的で弾力的な組織の構築

2. 行財政運営の確立

現状と課題

本市では、平成19年11月に「奄美市財政健全化計画」を策定し、合併後の新市の安定した地方財政の確立に取り組んできました。

これまで総人件費の縮減、各種経費の削減、投資的経費及び公債費の抑制並びに歳入の確保等に努めてきた結果、現在まで着実に財政健全化に向けた成果が表れています。

このことは、財政運営の指針として、ローリング方式による、実施計画や社会情勢等を考慮した向こう10年間の財政計画を作成し、予算編成や決算分析に反映させることで健全な財政運営に繋がっているものと認識しています。

一方、国においては、急速な人口減少・高齢化と地域経済の衰退に歯止めをかけるため、地方創生を推進することを重要課題とし、国と地方の役割分担の下、地域の実情を踏まえ、地方自治体の創意と責任により推進することが重要であるとしています。

本市においても、これらの現状に対応するため、住民に身近な行政サービスに関連する経費については、重点化・効率化に取り組むことが求められます。今後とも施策の選択と集中による歳出の抑制、ふるさと納税など新たな財源も含めた歳入の確保に努め、市民と行政のパートナーシップで自主的・自立（律）的な自治体経営を目指す

ため、持続可能な財政基盤を構築することが不可欠です。

奄美市本庁舎の建設については、市民の共有財産として、幅広く市民に親しまれ、市民の生命と財産を守る防災拠点であるとともに、地域経済の活性化や将来を見据えた奄美群島の郡都にふさわしい自然環境に配慮した行政機能拠点施設として期待されていることから、「奄美市本庁舎建設基本構想」に定めた基本理念及び基本方針に基づき、着実に建設していくことが求められています。

また、公有財産については、適正な管理を図るとともに、有効活用を推進していく必要があります。

(計画目標)

* 経常収支比率※1

平成26年度 91.2% →

平成32年度 90%未満

* 実質公債費比率※2

平成26年度 10.3% →

平成32年度 10%未満

* 将来負担比率※3

平成26年度 57.8% →

平成32年度 50%未満

※1【経常収支比率】

財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が低いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が多く、財政構造が弾力的であることを示す。

※2【実質公債費率】

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。比率が低いほど望ましいとされる。

※3【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のこと。低いほど将来負担が小さい。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

施策の方向

(1)健全な財政運営の確立

- 健全な財政運営を確立するため、税収等の自主財源の確保と財政規模に応じた事業実施に努めます。
- 将来の財政需要に対応するため、財政調整基金などの各種基金への積立を計画的に行い、安定的な行財政運営に努めます。
- 地方分権の進展に伴い、国による地方財政制度改革を踏まえ、国の財務諸表に準拠した制度の導入に取り組みます。

(主な取組)

- 市税、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保
- 財政調整基金をはじめとした特定目的基金への計画的な積立て
- ローリング方式による財政計画の作成
- 財務諸表の作成・公表
- 下水道事業等にかかる公営企業法適用への取組

(2)本庁舎の建設

- 奄美市本庁舎建設基本計画に基づく着実な進捗管理

(主な取組)

- 本庁舎建設基本計画に基づいた計画的な工程管理
- 庁内関係部署との行政サービス等の円滑な移行に向けた連携

(3)公有財産管理の適正化

- 公有財産管理システムの構築により公有財産の整備、評価を行い公有財産の管理の効率化を図ります。
- 未利用地の売却、貸付により未利用地の有効活用を図ります。

(主な取組)

- 公有財産に係る固定資産台帳整備
- 未利用地の売却、貸付
- 公共施設等総合管理計画の策定

3. 行政情報力の向上

現状と課題

本市では、合併による行政区域の拡大に伴い、光ファイバーや高速無線LAN等で各総合支所や学校等を結ぶ通信ネットワークを整備するとともに、より質の高い行政サービスを提供するため情報システムを導入し、情報の共有や業務処理能力の向上に取り組んできました。今後は、インターネットを活用した電子申請の充実や提出書類を最小限に減らす窓口の簡素化など、市民がICT（情報通信技術）の恩恵を享受できる情報システムの導入が求められています。

また、これまでは、市民への情報提供として、広報紙・市勢要覧の発行、ホームページやコミュニティFM放送※4などの活用を努めてきました。しかしながら、今後は、市民のみならず、来島者、市外・島外の方への総合情報窓口という面を考慮し、更に多様化するニーズにも対応するため、SNS※5等も活用して、双方向型の広報・広聴活動の充実を更に図る必要があります。

※4【コミュニティFM放送】

市町村単位の小規模FMラジオ放送。平成4年に旧・郵政省（現・総務省）が制度化した。地域情報の提供、住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがある。

※5【SNS】

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

(計画目標)

* ホームページアクセス数

平成 27 年度 783,630 人 →
平成 32 年度 1,000,000 人

* フェイスブック※6での情報発信 1 回あたりのリーチ(閲覧)数

平成 27 年度 3,190 人 →
平成 32 年 5,000 人

※6【フェイスブック】

Facebook。インターネット上の SNS の一つ。「FB」と略されることもある。

施策の方向

- 各種申請・届出等の手続きや公共施設の申し込みなど、電子申請システムを充実します。
- 住民サービスに関するシステムの更改、電子決裁や文書管理、地理情報等、行政内部事務の電子化を推進します。

(主な取組)

- 電子申請システムの充実
- 内部事務の電子化推進
- 多様な行政情報へのニーズに応えるため、広報紙、ホームページ、SNS、データ放送等の充実
- 統合型GIS※7の導入及び共用空間地図作成
- 文書管理システムの導入
- 当初賦課業務のアウトソーシング※8の拡大
- マイナンバー※9カードによる証明書のコンビニ発行
- 税、使用料等のクレジットカード払い

※7【統合型 GIS】

道路、河川等の多くの分野で活用可能な空間データについて、データの重複整備の防止と相互の情報交換について迅速化、効率化を図るために複数部局で共用できるよう整備する空間データ。

※8【アウトソーシング】

業務の外部委託。

※9【マイナンバー】

平成 27 年 10 月から通知が始まった国家が国民一人ひとりに番号を割り当て、個人の所得や年金、納税などの情報を 1 つの番号の下に管理する目的でつくられる共通番号。

第5節 広域行政の推進

現状と課題

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方公共団体の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進するほか、従来からの定住自立圏※10の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を促進することとしております。

奄美地域においては、奄美群島広域事務組合と群島内 1 2 市町村が共同で行う事務処理や人材育成、各種イベントや交流事業など多様な広域的事業展開を図ってきました。

また、奄美大島 5 市町村による「奄美大島総合戦略」を策定し、世界自然遺産登録を見据えた観光プロジェクトや移住・定住促進プロジェクトなどの施策を広域的に推進することとしております。

今後も、介護や高等教育機関、文化行政、世界自然遺産登録など広域的に取り組むべき課題はますます増加してまいります。

これらの課題への対応や新たな産業の展開など、群島内他町村はもちろん琉球弧を含めた体制づくりを構築することが求められています。

※10【定住自立圏】

地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。定住自立圏の形成にあたっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となり、圏域全体において中心的な役割を担うことを想定している。

第5章 魅力ある地域づくりに向けて

(計画目標)

*** 観光／交流、移住・定住をはじめ、圏域における共通課題の解決等に向けた積極的な広域連携の実施**

施策の方向

(1) 広域市町村圏の連携強化

- 地方分権の推進、厳しい財政状況を踏まえた少子・高齢化への対応など、周辺町村との連携による広域行政運営を促進します。
- 群島内12市町村で構成する「奄美群島広域事務組合」の強化・拡充を図ります。
- 共通の課題を抱える分野等において、「奄美大島総合戦略」に基づき、奄美大島内5市町村の連携を強化します。
- 世界自然遺産登録推進など琉球弧での広域的取組を推進します。

(主な取組)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進
- 奄美大島総合戦略推進本部による市町村間の連携強化
- 奄美群島振興開発事業の評価システムの構築促進
- 世界自然遺産登録に向けた琉球弧での連携強化

(2) 広域行政の新たな展開

- 大島本島を一つの圏域とした生活・交通基盤や産業拠点施設の整備など、広域的視点に立ったまちづくりを促進します。
- 新産業の創出や高等教育機関等の誘致、世界自然遺産登録など広域的課題の解決に向け、他の地域と連携した取組を強化します。
- 群島12市町村が自発的に定めた「奄美群島成長戦略ビジョン」の実現に向けた

取組を推進します。

- 島内5市町村が一体となり「奄美大島総合戦略」を推進します。

(主な取組)

- 奄美群島広域事務組合の強化促進
- 定住自立圏構想の検討
- 広域的課題への取組強化
- 奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けた取組の推進
- 奄美大島総合戦略の推進
- 市町村間の連携による自然観光関連施設等における周遊性確保に向けた効果的活用の促進(再掲)

